

海津市長 あて

窓口に来られた方 (申込者)	住 所	〒 ー	
	氏 名		
	連 絡 先		
申 込 者 の 区 分	1 本人	2 法定代理人	3 法定代理人以外の代理人

海津市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

登 録 者 の 氏 名 (通知を希望する方)	フリガナ		
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男 ・ 女
住 所 (住民登録地)	〒 ー		
本 籍			
	筆 頭 者		
連 絡 先			

法定代理人が申込みをする場合は、次の欄に記入してください。

法 定 代 理 人 の 区 分	1 未成年者の法定代理人	2 成年被後見人の法定代理人
氏 名	フリガナ	
住 所	〒 ー	
連 絡 先		

(注意)

- 1 この申込書は、海津市役所 市民課に申し込みしてください。
- 2 裏面の内容をよくお読みください。
- 3 申請の際に次の書類を提出し、又は提示してください。
 - (1) あなたが本人であることを証明する書類(住民基本台帳カード、個人番号カード、旅券、運転免許証等)
 - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)
 - (3) あなたがこの申込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状と委任者の本人確認書類「コピー可」)

※次の欄は記入しないでください。

受付	登録	入力	本人等の確認書類	備考
			<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> その他()	

海津市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

- 1 この制度は、海津市にこの申込書により登録をした者(以下「登録者」という。)に係る、住民票の写し等を第三者に交付した場合に、その事実について通知するものです。
※1 ※2
- 2 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に海津市住民票の写し等交付通知書(以下「通知書」という。)を送付します。
- 3 通知書には、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
- 4 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、海津市個人情報保護条例の規定に基づき、本人が開示請求をすることができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同条例の規定の範囲内での情報の開示になります。
- 5 登録を希望する方又は登録された方は、代理人により登録の申込みをすることができます。
- 6 登録者名簿への登録日は、申込み受付日の翌日(その日が市の休日に当たる場合はその翌日)となります。
- 7 郵便又は信書便(以下「郵便等」という。)による登録の申込みをすることができます。
- 8 この登録を廃止する場合又は転出若しくは転居等により、登録した住所、氏名、連絡先等に変更が生じた場合は、届出が必要です。なお、登録された方が死亡、居所不明等により住民票が消除されたときは、登録を廃止します。

※1 「住民票の写し等」とは、住民票(除票を含む。)の写し、住民票(除票を含む)記載事項証明書、戸籍の附票(除附票を含む。)の写し、戸籍(除籍を含む。)謄抄本、戸籍(除籍を含む。)記載事項証明書をいいます。

※2 第三者とは、本人等の代理人及び本人等以外の方(国又は地方公共団体の機関を除く。)をいいます。本人等とは、住民票関係の場合は、本人又は同一の世帯に属する方、戸籍関係の場合は、本人又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属をいいます。